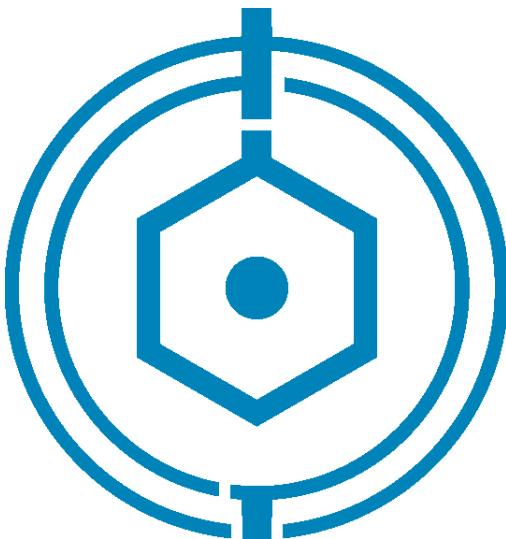


案

白老町新型インフルエンザ等対策行動計画

(第3版)



令和8年(2026年)3月
白老町

内容

はじめに	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的.....	- 2 -
第2章 実施体制.....	- 3 -
第1節 準備期（新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまでの期間）	- 3 -
第2節 初動期（発生情報探知から基本的対処方針実行までの間）	- 4 -
第3節 対応期（基本的対処方針が実行されて以降）	- 4 -
第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 10 -
第1節 準備期.....	- 10 -
第2節 初動期.....	- 10 -
第3節 対応期.....	- 10 -
第4章 まん延防止	- 11 -
第1節 準備期.....	- 11 -
第2節 初動期.....	- 11 -
第3節 対応期.....	- 11 -
第5章 ワクチン	- 13 -
第1節 準備期.....	- 13 -
第2節 初動期.....	- 16 -
第3節 対応期.....	- 17 -
第6章 保健	- 20 -
第1節 準備期.....	- 20 -
第2節 初動期.....	- 20 -
第3節 対応期.....	- 20 -
第7章 物資	- 21 -
第1節 準備期.....	- 21 -
第2節 初動期.....	- 21 -
第3節 対応期.....	- 21 -
第8章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	- 22 -
第1節 準備期.....	- 22 -
第2節 初動期.....	- 23 -
第3節 対応期.....	- 24 -

はじめに

「白老町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に町内における感染拡大を可能な限り抑制し、生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した計画である。

町では、これまでも、道において特措法第7条に基づき「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月。以下「道行動計画」という。）を策定したことを受け、平成27年3月に町行動計画（第2版）を策定するなど、新型インフルエンザ等に関する取組を進めてきた。

令和2年11月に町内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、徐々に感染が拡大し、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の抜本的な改定を行った。同様に、道も令和7年3月に道行動計画改定を行った。

本町においても、この改定を踏まえ、道行動計画に基づき、町行動計画の改定を行うこととした。

今後は、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、今般策定した町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えるかねない。患者の発生が一定期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を出来る限り抑制し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

② 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・住民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

特措法（新型インフルエンザ等対策）の対象となる感染症

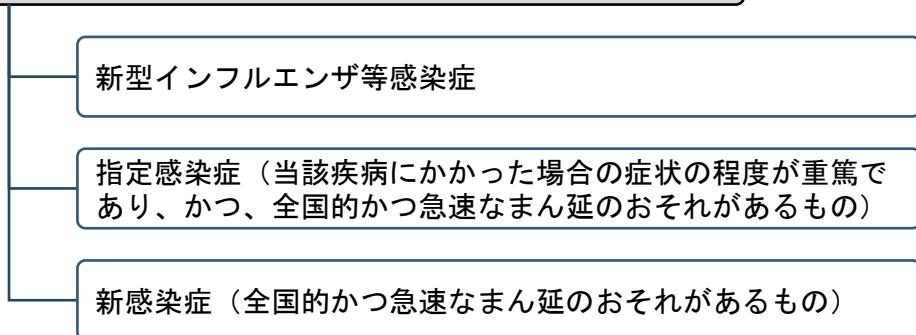


図 1 特措法の対象となる感染症

1 特措法第1条

第2章 実施体制²

第1節 準備期（新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまでの期間）

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く³。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

2 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

3 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聞くことが望ましい。

第2節 初動期（発生情報探知から基本的対処方針実行までの間）

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部が設置され⁴、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁵の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。

第3節 対応期（基本的対処方針が実行されて以降）

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁶を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の町又は道に対して応援を求める⁷。

4 特措法第15条

5 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

6 特措法第26条の2第1項

7 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援⁸を有効して財源を確保⁹する等、必要な対策を実施する。

3-2. 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、「白老町新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づき、直ちに対策本部を設置する¹⁰（以下「町対策本部」という）。町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹¹。

8 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

9 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

10 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

11 特措法第 36 条第 1 項

3-2-1. 白老町新型インフルエンザ等対策本部¹²

町対策本部は、町民生活に大きな影響を及ぼす重要事項についての審議・決定を行う（表1）。

表1 白老町新型インフルエンザ等対策本部の概要

設置段階	緊急事態宣言がなされた場合	
構成	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	部長職
役割	対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。	
	(1)町長緊急事態宣言、終息宣言の発表	
	(2)町内公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止、延期等の決定等	
	(3)町職員の勤務体制の見直し	
	(4)新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定	
	(5)臨時的な診療場所開設の決定（町内公共施設等）	
	(6)その他重要事項の決定	
事務局	総務課	

12 特措法第35条（市町村対策本部の組織）

3-2-2. 白老町新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等の感染症対策に関する事務を円滑に処理するため、白老町行政組織規則第2条第3項の規定による組織として、新型コロナウイルス対策室設置規程を参考とし、白老町新型インフルエンザ等対策室（以下「対策室」という。）を設置する。本対策室の所掌事項は、次のとおりとする（表2）。

表2 白老町新型インフルエンザ等対策室の概要

設置段階	緊急事態宣言がなされた場合	
構成	室長	総務財政部長
	参事	総務課長
	委員	課長職、総務課防災交通室長 室長が町職員のうちから任命する者
役割	(1)新型インフルエンザ等に関する情報収集、情報交換	
	(2)状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定	
	(3)新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発	
	(4)町行政業務の継続に関する調整	
	(5)町行動計画の見直し	
事務局	健康子育て課	

3-2-3. 各課等の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため各部局が連携をとり、全庁的な取り組みを行う。各課等に共通する役割については表3のとおりとし、課毎が担当する役割については、表4のとおりとする。

表3 新型インフルエンザ等対策における各課に共通する役割

- 1 対策本部及び対策室から所管事務として命ぜられる事務の実施。
- 2 所属する町施設等の感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。
- 3 地域感染期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること。
- 4 地域感染期等における町の業務の維持継続に関すること。
- 5 関係機関との連携・調整に関すること。
- 6 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。
- 7 各課間の応援（職員・車両等）に関すること。

表 4 新型インフルエンザ等対策における課毎の役割

			主な役割
総務財政部	総務課	防災交通室	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置及び運営に関すること。 ・緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること。 ・各課間の総合調整及び統制に関すること。 ・車両の調達等、対策本部運営のために必要な資機材に関すること。 ・白老町消防本部との連絡及び調整に関すること。 ・諸団体（町民団体、町内会等）への協力要請に関すること。 ・協定の締結に関すること。 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。 ・感染対策及び医療体制整備に係る物質及び資材の備蓄、調達及び運搬に関すること。 ・新型インフルエンザ業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ・広報の統括に関すること ・関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。 ・関連情報の広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・職員の健康管理及び感染対策に関すること。
企画振興部	企画政策課		<ul style="list-style-type: none"> ・道対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 ・関連情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関すること。
	産業経済課		<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること。 ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。 ・企業活動の縮小要請に関すること。 ・食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関すること。
町民生活部	町民サービス課		<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍町民への対応に関すること。 ・身元不明の遺体の収容に関すること。 ・一時的な遺体の安置所の開設に関すること。 ・野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること。 ・防疫に関すること。 ・資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること。 ・食料品及び生活必需品の安定供給等に関すること。
保健福祉部	福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。 ・要援護者（独居高齢者・障がい者世帯）等の支援に関すること。 ・福祉サービスの継続利用に関すること。

	健康子育て課	子育て支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園及び児童館の感染対策に関すること。 ・保育園及び幼稚園でのインフルエンザ患者の発生状況の把握。 ・保育園及び児童館の業務継続、臨時休園等に関すること。
		保健予防係	<ul style="list-style-type: none"> ・「白老町新型インフルエンザ等対策室」の設置及び運営に関すること。 ・緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 ・保健所との連携に関すること。 ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。 ・新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。 ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること。 ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防接種に関すること。 ・要援護者（妊産婦・乳幼児）等への支援に関すること。 ・ボランティア等の受け入れに関すること。
都市整備部	建設課		<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等のライフライン事業者に業務継続の要請をすること。
	上下水道課		<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等のライフライン事業者に業務継続の要請をすること。 ・終末・し尿処理場の維持・管理に関すること。 ・飲料水の確保に関すること。
教育部	学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・小中学校でのインフルエンザ患者の集団的な発生を把握すること。 ・小中学校の臨時休業に関すること。
	町立病院		<ul style="list-style-type: none"> ・外来診療に関すること。 ・パンデミック及びプレパンデミックワクチン予防接種実施に関すること。

3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する¹³。

13 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第3章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹⁴

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

町は、準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

2-1. 感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

3-1. 感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民に対するリスクコミュニケーションを含む周知・広報、住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。¹⁵

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

¹⁴ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

¹⁵ 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

第4章 まん延防止¹⁶

第1節 準備期

1-1. 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請等

道は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

16 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載

事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

3-2. 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、まん延防止等重点措置とし、営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

町は、事業者や住民への周知など、道に必要な協力を行う。

3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、上記3-2-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

町は、事業者や住民への周知など、道に必要な協力を行う。

3-2-3. その他の事業者に対する要請

① 道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなど感染リスクが高い場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行う。

3-2-4. 学級閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行いうよう学校の設置者等に要請する。

町は、小・中学校や住民への周知など、必要な協力を行う。

第5章 ワクチン¹⁷

第1節 準備期

1-1. ワクチン接種に必要な資材

町は、以下の表5を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表5 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 臍盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
【代表的な物品】	【文房具類】
・血圧計等	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）
・静脈路確保用品	<input type="checkbox"/> 日付印
・輸液セット	<input type="checkbox"/> スタンプ台
・生理食塩水	<input type="checkbox"/> はさみ
・アドレナリン製剤	【会場設営物品】
・抗ヒスタミン剤	<input type="checkbox"/> 机
・抗けいれん剤	<input type="checkbox"/> 椅子
・副腎皮質ステロイド剤	<input type="checkbox"/> スクリーン
	<input type="checkbox"/> 延長コード
	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
	<input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	<input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をする。また、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

17 特措法第8条第2項第2号口（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的接種を実施することとなる。このため町は、国からの要請を受け、特定接種の対象となり得る者に対し、接種が速やかに行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。
- ② 町は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告する。

1-3-2. 住民接種

町は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）国及び道の協力を得ながら、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁸（表 6）。

表 6 接種体制についての検討事項及び円滑な接種のための流れの確認項目

i 接種対象者数
次頁の表 7 を参考に接種対象者数を推計し、接種体制を検討する。
ii 地方公共団体の人員体制の確保
iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 <ul style="list-style-type: none">・接種方法（集団、個別接種）や会場数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。
iv 接種場所の確保及び運営方法の策定 <ul style="list-style-type: none">・各会場の対応可能人数等の推計・受付場所、待合場所、問診・接種・経過観察・応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、人員配置、接種会場の入口から出口の導線の検討。・調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な環境を配慮する。・接種会場での接種が困難な者が接種を受けられる体制の検討。
v 接種に必要な資材等の確保
vi 関係団体への連絡体制の構築
vii 接種に関する住民への周知方法の策定

18 予防接種法第6条第3項

(イ) 円滑な接種の実施のため、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

表 7 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		R7.3.31 現在 試算数（人）	備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	14,898	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	1,042	$B = A \times 0.07$
妊婦	母子健康手帳届出数	C	7	R6 年度届出者 32 名 R7.3.31 時点で出産していない人数
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	224	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	37	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満） $\times 2$	E2	74	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	1,004	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	7,049	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	5,461	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-4. DX の推進

- ① 町は、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う際にスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保や必要な資材の確保等、接種体制の構築を行う（表8）。

表8 接種体制の構築のための実施項目

i. ワクチンの接種に必要な資材の確保
準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
ii. 実施体制の確保
平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
iii. 多人数への接種が出来る体制の確保
地域の医師会や医療機関等と接種実施医療機関の確保、多人数への接種体制が可能となる体制（診療時間の延長や休診日の接種等）について協議する。
iv. 必要な人員の確保及び配置
<ul style="list-style-type: none">・必要な業務の洗い出し、必要人員数の想定、個人名入り人員リストの作成・業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成・業務の優先順位及び内容に応じ、必要な人員の確保及び配置
v. 医療機関等以外の臨時の接種会場設置
<ul style="list-style-type: none">・臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。・医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。・予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
vi. 業務負担軽減策の検討
接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
vii. 接種会場での救急対応の準備
<ul style="list-style-type: none">・被接種者に重篤な副反応がみられた際の救急処置用品について、薬剤購入等に関するあらかじめ地域の医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行う

- ・実際に重篤な副反応が発生した場合、速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、搬送先となる二次医療機関等を選定・地域の医療関係者や消防機関と共有し、適切な連携体制を確保する。

viii. 感染性産業廃棄物の取り扱い

- ・感染性産業廃棄物が運搬されるまでの保管場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨の掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」の基準を遵守する。
- ・廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、ワクチンや必要な資材の供給を行う（表 9）。

表 9 ワクチン供給のための調整

- | |
|---|
| i. 接種実施医療機関等におけるワクチンの割り当て量の調整 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握する。 ・接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、各町に割り当てられた量の範囲で接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。 ・特定の医療機関等に接種希望者が集中しないように、ワクチンの割り当て量を調整する。 |
| ii. 地域間のワクチンの調整 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・道を中心とした調査等の結果、管内の在庫状況を含みワクチンの供給に滞りや偏在等が確認された場合は、地域間の融通等を行う。 ・ワクチンの供給の滞りや偏在等は、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて調整する。 |

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種における予防接種体制の構築

町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の関係部局や地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、道及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、被接種者が当該接種記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われる。その結果に基づき、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町が給付を行う。
- ② 住所地以外での接種により健康被害を受け、接種時に被接種者が本町に住民票登録していた場合は、予防接種法第15条第1項に基づき、町が健康被害救済の実施主体となる。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないように、定期の予防接種の必要性等の周知にも取り組む。

第6章 保健

第1節 準備期

1-1. 苦小牧保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から苦小牧保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

町は、苦小牧保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

町は、苦小牧保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて下記のとおり必要な協力をを行う。

- ① 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力をを行う。
- ② 町は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力をを行う。

3-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、道と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

第7章 物資¹⁹

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁰

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²²。

② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

19 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

20 ワクチン接種器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

21 特措法第10条

22 特措法第11条

第8章 住民の生活及び地域経済の安定の確保²³

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄²⁴

① 町は、町行動計画に基づき、第7章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資剤の備蓄と相互に兼ねることが出来る²⁶。

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

23 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

24 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参考。

25 特措法第10条

26 特措法第11条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者²⁷等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

道は、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、道を通じて国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

²⁷ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁸やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

28 特措法第45条第2項

④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁹。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、国からの要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ③ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、国からの要請を受け、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、公衆衛生上の危害の発生防止のため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる³⁰。

29 特措法第59条

30 特措法第63条の2第1項

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。³¹

3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

31 特措法第52条

白老町新型インフルエンザ等対策行動計画(第3版)

令和8年3月発行

発行 白老町

編集 白老町保健福祉部健康子育て課